## 質疑応答書

工事件名 : 仙台市鶴ケ谷第一市営住宅団地再整備事業第四工区建設工事その1

整理番号 140510531

質問事項	回答
人札から契約、設計を経て、工事着手するまで	契約約款第65条第6項に基づき、建設工事
<b>約1年の期間がありますが、工事着手までの間</b>	の工期内(第2条第4項に基づく着手届の
こ資材・労務単価に乖離が生じた場合、インフレスライ	提出日から工事完成の日まで)において、
゛が可能なものと考えて宜しいでしょうか。ま	急激なインフレーション等により、建設工
と、工事期間中にもインフレスライドが可能でしょう	工事費用が著しく不適当となる場合は、建
) <sub>2</sub> °	工事費用の変更を請求することができます。
人札説明書等に「見積もり活用方式の適用」と 	「見積活用方式」については、本工事では
り記載はありませんが、本工事は国土交通省	設計・施工一括発注方式(DB方式)を採
「営繕積算方式」の対象工事で、「見積活用方	しているため、対象外となります。
弋」「共通仮設費積上げ項目の変更」「工期延	「共通仮設費積上げ項目の変更」及び「工
	延長による増額変更」については、設計段
でしょうか。	で共通仮設や工事工期に変更が生じないよ
	に検討していただくことになります。しか
	社会情勢や施工条件の変化等により、共通
	設や工期が変更となる場合は、契約約款に
	づき変更協議を行います。
<b>茖札者決定後、本事業の予定価格を算出した資</b>	契約締結後、仙台市情報公開条例に基づき
斗(設計費、工事費、工事監理費の構成他)等を開	開示することは可能です。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合(見積に必要な事項に限る。)に のみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。